

「成田市の環境」を発売 環境にやさしいまちを目指して

市では、市内の環境の状況や環境保全の取り組みなどをまとめた「成田市の環境（平成14年版）」を刊行しました。市立図書館、市役所行政資料室でご覧になれるほか、市内小・中学校、高校などにも配布しています。今回は、この「成田市の環境」から平成13年度に行った調査結果を中心に、市の環境の現況をお知らせいたします。

大気汚染

大清水、幡谷、加良部に一般環境大気測定局、花崎町に自動車排出ガス測定局があり、大気汚染状況の常時監視を行っています。

○二酸化硫黄・一酸化炭素・二酸化窒素

人の呼吸器や植物に影響を与えます。全測定局で環境基準（注1）を達成しています。

○光化学オキシダント

光化学スモッグの原因となっています。一般環境大気測定局3地点で環境基準を超えています。平成13年度は、光化学スモッグ注意報が4回発令されました。

県では工場などに対して、ばい煙排出量の削減や自動車運行の自主的な制限に協力を要請しています。

○浮遊粒子状物質

空気中に浮遊する10ミクロン以下の粒子状物質で、人の呼吸器に害を与える恐れがあります。一般環境大気測定局3地点で環境基準を達成しましたが、自動車排出ガス測定局では環境基準を超えています。

環境問題への取り組み

近年、ダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質による環境問題のほか、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など、地球的規模の環境問題が大きく取り上げられています。

本市では、今日の複雑・多様化する環境問題に対応するため、平成9年3月に「成田市環境基本条例」を制定しました。同条例に基づき、12年3月には「環境にやさしい都市 日本一住みよいふるさと成田」をスローガンに、「成田市環境基本計画」を策定し、良好な環境の保全や創造に関する施策を計画的に推進することとしました。これにより、公害対策や温暖化防止、循環型社会の構築などの施策に取り組んでいます。

水質汚濁

○河川の状況

利根川や印旛沼は飲料水、農業・工業用水、漁場として利用され、貴重な水源となっています。

ここに流れ込む市内7河川（根木名川・取香川・小橋川・荒海川・十日川・尾羽根川・江川）11地点で、pH（水素イオン濃度）・BOD（生物化学的酸素要求量）などの生活環境項目の調査を年6回、カドミウム・シアンなどの健康項目の調査を年2回行いました。

河川の汚れの指標であるBODは、7地点で環境基準を超えています。健康項目は、全地点で問題となる値は認められませんでした。

○地下水汚染

工業団地、空港などの周辺を中心にして調査を行いました。

平成11年に新たに環境基準項目に追加された硝酸性窒素および亜硝酸性窒素が、平成12・13年度の調査では、市内7地点で基準値を超えて検出されました。



貴重な水源の環境を守ろう

飲料用井戸水の浄水器に補助金が

市では平成15年度から、飲料用として使用している井戸水から硝酸性窒素・亜硝酸性窒素またはヒ素が基準値を上回って確認された場合、これらを除去するための浄水器の補助制度を実施しています。

補助金額は15万円を限度に、浄水器の購入・設置費の2分の1とします。ただし、上水道が整備されている地区の人は、補助金の交付は受けられません。

浄水器の補助制度について詳しくは環境対策課（☎20-1532）へ。

ダイオキシン類

ダイオキシン類は、炭素・酸素・水素・塩素が熱せられる行程で、意図せずにできてしまう物質です。主な発生源はごみの焼却や金属精錬の燃焼工程、紙の塩素漂白工程などさまざまなものがあります。

大気は2地点(大清水、加良部)で年4回、水質は根木名川の2地点(新妻橋、新川水門)で年2回調査を行っています。土壌について平成13年度は2地点(宗吾、南羽鳥)で1回調査を行いました。

全地点で環境基準を達成しています。

公害苦情

公害に関する苦情は平成13年度中に154件ありました。

典型7公害(注3)の中では騒音が最も多く、近年は焼却行為が原因の悪臭・大気汚染の苦情が増加しています。

全体的には、不法投棄や雑草の繁茂など7公害以外の苦情が多数を占めています。

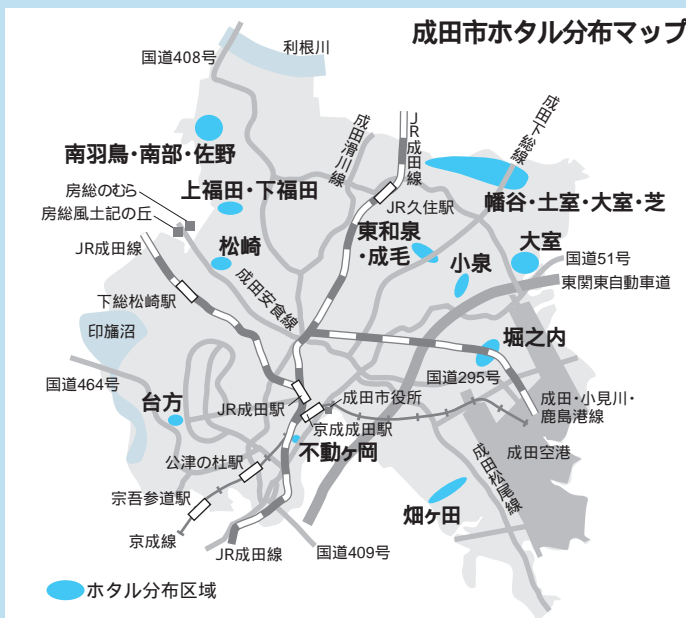
ホタルを見たことがありますか？

みなさんは、ホタルを見たことがありますか？

成田市でも昔はホタルをたくさん見ることができました。

最近では、水質の汚染や農薬の使用により、ホタルの生活できる場所が少なくなり、数は減っていますが、ヘイケボタルは比較的水質の汚染に強いので、市内でもまだ生息が確認されています。

7～8月中旬の夜に、成虫として飛んで光っています。いつまでもホタルを見ることができるよう水辺の環境づくりにご協力ください。



騒音・振動

騒音は、いらだたしさや不快感を引き起こし、肉体的・心理的に悪影響を及ぼすことがあります。また、工場、建設作業、交通機関などから発生する振動も不快感や眠れないなどの生活妨害や建物にひびがはいるなどの物的被害を引き起こしたりします。

○自動車騒音・道路交通振動

市役所下(国道51号)、根木名川中継ポンプ場前(国道408号)、三里塚小学校前(主要地方道成田・松尾線)、中台運動公園プール脇(市道郷部線)の4地点で自動車騒音・道路交通振動と交通量の調査・測定を実施しています。

自動車騒音は、全地点で環境基準を超えましたが、要請限度(注2)は下回っています。近年の騒音レベルは横ばいです。

道路交通振動は、要請限度による規制が行われています。全地点で要請限度を下回っています。



交通量が多い国道51号

環境保全率先実行計画

温室効果ガスの総排出量を削減したり、環境への負荷が少ないものを優先的に購入(グリーン購入)し、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進しようと、成田市環境保全率先実行計画が平成14年3月に策定されました。

市では、公用車の適正使用やごみの減量、グリーン購入の推進など、取り組みや目標値などを定め、実施しています。

「成田市環境」について詳しくは環境計画課(☎20-1533)または環境対策課(☎20-1532)へ。

(注1)環境基準...人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準のこと。大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音などについて定められています。

(注2)要請限度...自動車騒音・道路交通振動の測定結果を基に、法律により公安委員会などに道路交通の改善などの措置を要請することができる数値のこと。

(注3)典型7公害...大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭のこと。